

**一般社団法人日本ロボット学会  
国内集会共催・協賛・後援の取り扱い準規**

2011年11月15日理事会制定

2017年 1月20日理事会改定

(共催の承認手続き)

第1条 国内向けに開催される他組織主催の会議、講習会などの共催については、事業計画委員会にて審査を行い、理事会にて承認するものとする。

(共催の承認条件)

第2条 共催の承認にあたっては、原則として次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 本学会の設立主旨に合致し、かつ事業運営に関与する価値が高いこと。
- (2) 本学会会員が事業に参加する場合、他の共催団体と同様の優遇が受けられること。
- (3) 本学会の名称とロゴマークを Call-for-Papers などの開催案内印刷物に入れること。
- (4) 予算決算報告書、事業実施内容報告書(プロシーディングスなど)を提出すること。資金の授受あるいは賞品の提供が伴う場合には、本学会理事が連絡・調整役として実行委員会等のメンバーに加わること。

(共催の便宜供与)

第3条 本学会会誌に開催案内広告を無料で1回掲載でき、また会誌の行事案内欄にも無料で掲載できるものとする。

(協賛・後援の承認手続き)

第4条 国内向けに開催される他組織主催の会議、講習会などの事業の協賛・後援については、事業計画委員会にて審査を行い、承認の可否を決める。理事会には結果を報告する。

(協賛・後援の承認条件)

第5条 協賛・後援の承認にあたっては、原則として次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 本学会の設立主旨に合致するが、事業運営に直接関与する必要がないこと。
- (2) 本学会会員が事業に参加する場合、他の協賛団体と同様の優遇が受けられること。
- (3) 本学会の名称を開催案内印刷物に入れること。

(協賛・後援の便宜供与)

第6条 本学会会誌の行事案内欄に無料で掲載できるものとする。

- 2 本学会主催の学術講演会において、発表者について相互性(発表に関し、本学会会員が協賛・後援団体において同等の扱いを受ける)が確認できる場合は、協賛または後援団体の会員も発表できるものとする。

(準規の改廃)

第7条 この準規の改廃は、事業理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本準規は2011年11月15日から実施する。
2. 本基準は2017年1月20日に改定実施する。

本文書は、「一般社団法人日本ロボット学会国内集会共催・協賛の取り扱い準規」の正文であることを確認する。

2017年1月20日

署名

印